

# 総務常任委員会

平成20年6月23日（月曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1号 旭市名誉市民条例の制定について
- 議案第 6号 専決処分の承認について  
(旭市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 7号 専決処分の承認について  
(旭市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 8号 専決処分の承認について  
(旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

### 《付託陳情》

- 陳情第 3号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について

## 出席委員（6名）

委員長	佐久間 茂 樹	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	明 智 忠 直	委員	伊 藤 房 代

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（なし）

## 説明のため出席した者（24名）

副市長	鈴木 正 美	総務課長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企画課長	加 瀬 正 彦
財政課長	平 野 哲 也	税務課長	野 口 徳 和

市民課長 木内 國利  
消防長 菅谷 衛一  
その他担当員 14名

会計管理者 渡辺 輝明  
監査委員局長 林 久男

**事務局職員出席者**

事務局長 宮本 英一  
主査 穴澤 昭和

事務局次長 石毛 健一

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

夏至も過ぎまして、これからは少しずつ日が短くなっていくのかなど。まだ本格的な夏が来る前にこういうことを申し上げて申し訳ないですけども、平成20年、2008年、もう折り返し点を過ぎ、半ばを過ぎようとしております。最近では岩手・宮城の内陸地震、そして中国の四川の大地震、かなりの被害が出ております。被害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

きょうの読売新聞の社説に出ていましたけれども、学校の耐震化を急げと、国の補助率も上げると、そういうことで出ておりました。そういった意味では、当旭市の学校の耐震化施策がちょうどいいタイミングという申し訳ないんですが、まさに時宜を得て行われていたのかなど、そういうふうに思います。

きょうは6月定例会の最後の委員会でございます。付託されました議案について、慎重の審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承のほどをお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

また、市民から傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 4分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 4分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、委員の皆様方には朝からお忙しい中を総務常任委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、議案4件でございます。議案第1号は、旭市名誉市民条例の制定についてでございます。議案第6号、第7号、第8号につきましては、いずれも税関連の専決処分の承認についてのものでございます。

以上の4件につきまして、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、旭市名誉市民条例の制定について、議案第6号、専決処分の承認について、議案第7号、専決処分の承認について、議案第8号、専決処分の承認についての4議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について総務課より補足して説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、議案第1号、旭市名誉市民条例の制定について補足説明をいたします。

条例の条文につきましては、本会議でご説明いたしましたので省略させていただきます。

それで、第5条に、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるという委任規定がございます。それに基づきまして、条例を可決していただきました後でございますけれども、施行規則を考えておりますので、本日、その案を資料としてお手元にお届けしてございますので、それについてちょっとご説明したいと思います。

資料の一番上だったと思いますけれども、よろしいでしょうか。

旭市名誉市民条例施行規則（案）というものでございます。

第1条が趣旨でございます。

それから、第2条が称号記及び名誉市民章ということで、顕彰の方法なんですけれども、称号記と名誉市民章を贈呈するということを考えております。この称号記というものは賞状のようなもの、勲章でいうと勲記です。そのようなものでございます。それから、名誉市民章というのは、肩から首にかけるようなものを予定しております。あと、略章も当然必要になるだろうというふうに考えております。

それから、第2項で名誉市民章は、本人に限りこれを使用するものとし、何人にも貸与することができない。それから、第3項で、名誉市民であった者の遺族は、称号記及び名誉市民章を保管することができるということで、市に返却する必要はないということでございます。

それから、第3条は事績の公表の方法です。

それから、第4条が名誉市民台帳。

それから、第5条、その他ということで、ここにも委任規定がございますけれども、称号記とか名誉市民章はまだでございますので、制度ができましたら、そういうものについて第5条の規定で定めることになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この名誉市民の一つの基準というのはどういうふうになっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 条例にもございますけれども、市の振興発展に寄与し、その功績が卓抜であり、市民のひとしく敬愛する方ということで、具体的な基準というものはございません。それにつきましては、まさに議会におはかりして同意をいただくということで、市の最高意思決定機関である議会のご判断をお願いするというものだろうと思っております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑は。

島田委員。

○委員（島田和雄） それでは、何点が質問します。

まず最初ですけれども、旧旭市、飯岡町にこれと同じような条例があったと伺っております。当時、どのような方がどういう功績で名誉市民になっていられたのかお聞きします。

それと2点目としまして、名誉市民を市長が議会に同意を求めるということになっておりますが、その前段と申しますか、市の内部におきまして、こういうすばらしい方が実績を残された方がいるということで、名誉市民に推挙したいというような声が上がるとは思います。そういった中で、こういった選考するに当たりましての選考委員会とでも申しませうか、そういったようなことをされて推挙されているのかどうか、その辺をお伺いします。

それともう1点ですけれども、4条の待遇ですけれども、もうちょっと詳しく待遇についてお伺いをしたいと思います。1点目の公式の式典への参列というふうになっておりますけれども、実際にはどういったような式典に参列していただけるのか。

それから、2点目の慶弔の際における相当の礼をもって処遇をするとなっておりますけれども、相当の礼というのはどのようなことを考えられているのか。

それから3点目、特に市長において必要と認めることとなっておりますけれども、どういったことを考えておられるのか。

以上についてお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

ご指摘のように合併前の旭市と飯岡町で名誉市民、名誉町民の制度がございました。旭市では4名の方、それから飯岡町では2名の方が顕彰されております。その方のお名前と貢献の内容についてご紹介いたします。

まず、旭市の第1号は鈴木三九一様です。この方は市制施行時の市長として、旭市が昭和29年に合併したときという意味です。その市長として町村の合併及び市制施行に貢献したということ。この方が昭和45年9月5日の推挙です。

それから、第2号が諸橋芳夫様。昭和59年7月1日の推挙です。旭中央病院長として地域医療の向上に貢献したということです。

それから、第3号は昭和62年11月3日、茂木啓三郎様です。旭市の育英基金の創設、工業団地の推進など市の振興発展に寄与したということ。それから旭市の出身者として経済界を中心に偉大な活躍をしたという功績です。

それから、第4号が八木金二郎様です。平成3年7月6日推挙です。功績が、40年以上の長きにわたり教員として人づくりに専念したということ、それから3期12年にわたり市政を担当し、東総地域の中核都市としてのまちづくりに尽力し、市政の発展に貢献したということでございます。

それから、飯岡町の名誉町民でございますけれども、第1号が石毛郁治様、昭和41年3月15日の推挙でございます。功績ですが、完全循環式尿素製造方法を開発するなど、我が国の肥料工業発展に大きな貢献をしたということ、それから、町の教育施設充実のために多大な援助をされ、教育の振興に尽くされたということです。

それから、第2号が平成17年6月30日推挙です。上原清善様です。功績が、町と沖縄市との児童・生徒間の交流の基礎を築いたということ、それからもう一つ、沖縄との交流のために多大な援助をされ、交流の発展に尽くされたということでございます。

それから、2点目の選考委員会についてでございますけれども、今、ご紹介した方々の根拠といたしまして、前に旭市に名誉市民条例というのがございました。それから、飯岡町にも名誉町民条例というのがございました。どちらの条例にも選考委員会という規定はございません。それともう一つ、先ほど申し上げましたとおりに具体的な基準があるわけではございませんで、市の最高意思決定機関の議会にお願いするという趣旨のものでございますので、選考委員会は置かないという条例になっております。

それから、3番目の条例第4条の中身でございますけれども、まず、1点目の市の公式の式典への参列でございますけれども、これは一番に思い当たりますのは、例えば市制何十周年記念、そういう式典への招待だと思えます。それから、慶弔の際における相当の礼でございますけれども、これはまさにその時々で判断して礼を尽くすと、失礼のないようにするというものだろうと思えます。

それから3番目、特に市長においてということなんですが、これもその時々で判断していくものだろうというふうに思っております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 旧旭、飯岡、6名の名誉市民の方がおられたわけですが、この方々の今後の待遇ですか、もう既に皆さん亡くなられた方ばかりではないですね。合併しからの新旭市としての待遇は特に考えられていないということでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） お答えいたします。

既に旧団体で推挙された方をどうするのかということだと思いますけれども、実は合併の協議の中で合併協定事項というのがございまして、その中の協議の第25号というので慣行の取り扱いというのがございました。その中に市章とか市の木、花、それから顕彰、都市宣言、表彰制度については、合併後新市において制定するということがございまして、その中にいわゆる名誉市民とか名誉町民なんかも入っていたわけがございますけれども、ですから、それが旧団体のものが、そのまま新市に引き継がれたということではないと思います。

ですから、新しい名誉市民の方と全く同じに扱うということは、なかなか難しいだろうというふうに思います。ただ、なされた実績というものは変わることはございませんので、もちろん書類はいつも分かるように整えておきますし、ご本人に礼を失することのないようにやっていく必要があるだろうというふうに考えております。

ちょっと抽象的になりますけれども、以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 新市になって、その前段の名誉市民の方については、新しい市としては特に条例等では待遇を考えていないというようなお話でしたけれども、やはり6名の方とも、お聞きしますと大きな実績を残されてきた方だと思います。やはり何らかの新市としましても、それなりの待遇ということを考えてもいいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） ご指摘はごもっともだと思います。ですから、新しい名誉市民の方と全く同じにはできないと思いますけれども、礼を失することのないように考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この名誉市民の件がこの議会で追加議案として出るというふうなうわさを聞いていますが、選考基準も何もまだはっきり決まっていない中で、そういうことがあり得るのかどうか、その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 名誉市民につきましては、市長のほうから後日皆様のほうに、何らかの形で報告をさせていただきますが、条例が通ったらという前提のものでありますから、ち

よっと私のほうで今申し上げることはできないと思いますが、市長から何らかの形で議会のほうにお話をされる予定と聞いております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃお話をされるということは、今議会には出ないということですね。

○委員長（佐久間茂樹） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 今議会で条例が通った後に、追加提案になるのか今議会に出ないのかという両方の可能性があります、それにつきましては、私が今この場で申し上げることは、ちょっと差し控えさせていただきます。市長の口から申し上げることだと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） もし出すにしても出さないにしても、当然その選考基準はあってしかるべきなんです。それがまだ、先ほどの総務課長の話では何もできていないということであつたんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 先ほども申しあげましたけれども、選考基準というものではなくて、もちろん選考委員会も条例にはありませんし、まさに市議会にその人をもってお願いするということですので、まだできていないということでございますけれども、選考基準というものは作る予定は今のところございません。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 選考基準が無いなら、それなりの人をなるべく多く名誉市民にしたらいと思いますが、いかがですか、それは。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） そういうお考えもあるとは思いますが、やはり議会の議決をお願いするということですので、やはり慎重になるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 名誉市民、これは受ける人は大変名誉なことだと思うわけですが、ただその時の為政者の考えだけで名誉市民をつくっては、これは問題だと思うんです。ですからそういう中では、ある程度のボーダーラインですか、これは決めてしかるべきだと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、配布されております資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、平成20年度の市税条例等改正の概要についてです。その中で議案第6号の関係、市税条例の中で個人住民税における寄附金税制の改正がございます。それで、その下の枠の中で税額控除の計算方法とありまして、これがちょっと分かりにくいですので、お手元の補足資料の1番でご説明させていただきます。

個人住民税の寄附金控除の例ということで、モデル例を示して計算してございます。この例としましては、夫婦と子ども2人で給与収入が700万円で住民税の所得割額が29万3,500円という例です。この方が4万円を市に寄附した場合です。この場合の給付控除対象額の算出は、寄附金4万円から適用下限額、これは5,000円控除がありますので、引きまして3万5,000円が一つの基本と。それから、所得税のほうがございます。所得税の控除額の算出につきましては、住民税の10%ということで3万5,000円掛ける10%、3,500円と。

2番目に住民税の控除額の算出ということで、①として基本控除額が3万5,000円、それと控除率10%と決まっておりますので、その1割ということで3,500円。特例控除額としまして、これは都道府県、市区町村への寄附のみ加算されます。それで3万5,000円、先ほどの基本控除額3万5,000円掛ける控除率80%となっています。この80%といいますのは、所得税の税額計算表というのが所得額に応じてございます。この例としましては、この給与収入700万円の方については、総所得金額は293万5,000円となりますので、その適用は10%になります。それで基本控除10%、先ほどの1番の所得控除額10%ありますので、90%から税額計算表の1割ですね、この方の場合。そうしますと控除率が80%になります。それで2万8,000円と。控除の上限としましては、住民税の所得割額が29万3,500円、その10%で2万9,350円と。この上限を超えないため2万8,000円の全額が控除となります。

そうしますと、①の3,500円と②の2万8,000円を足しますと3万1,500円となりまして、この内訳としまして市民税分が6%が1万8,900円、県民税分が4%が1万2,600円が税額控

除となるものであります。

それで、この注意書きに住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額の30%となっています。この場合ですと、293万5,000円の30%ですので88万円が限度額となります。

3番目の所得税と住民税を合わせた控除額としましては、1プラス2で3,500円と3万1,500円で3万5,000円ということで、これはあくまで確定申告をしないと所得税のほうは控除は受けられないということでございます。

次に、市税条例の改正の中で主な重要な点としまして、個人住民税の公的年金からの特別徴収があります。これは補足資料の2枚目です。

対象者につきましては、65歳以上の公的年金の受給者ということでございます。それで、老齢基礎年金が18万円未満である人は対象から除外ということになります。

それから徴収する税額、徴収方法につきましては、公的年金、これは年に6回、偶数月に支給されますので、その都度特別徴収する。

それから、来年の10月からの実施ですので、それまでは普通徴収ということになります。

次に、3枚目をお開き願いたいと思います。

公的年金からの特別徴収制度の導入による納税方法の変化ということで、現状につきましては、年金受給者につきましては普通徴収で、市町村のほうから住民税納税通知書が行って納めていただくという形になっております。これを特別徴収制度の導入によりまして、年金受給者から徴収ということで、納税者、行政、双方にメリットがあるということでございます。

次に、4枚目をお開き願いたいと思います。

これは平成21年度の特別徴収を開始する年度における徴収ということで、普通徴収につきましては、6月、8月については上期ですので、その半分を4分の1ずつ普通徴収する。それから、特別徴収は10月から、そして年金は3回受給月がありますので、半分の3分の1ですので、6分の1ずつになるということでございます。

それから、今度、通年ベースになった平成22年以降です。前年度特別徴収を行っていた場合の特別徴収ということで、この方については、年6回のペースで3分の1ずつになるということでございます。

次に、補足資料の3です。5ページになります。

住宅税制の改正の関係でございます。省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措

置というところで、今回、平成20年度の税制改正で新しく設けられたものでございます。この減額措置につきましては、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったものについては、120平方メートルを限度として固定資産税の3分の1の減額があるというものでございます。

減額措置適用の要件としましては、平成20年1月1日以前に建築された住宅ということでございます。新築住宅ではなくて中古住宅、建てられたものでございます。それで、改修費用が30万円以上、工事については以下のように窓の断熱改修とか、床、壁の断熱改修工事が必要となります。

以上、6号のほうの議案の説明を終わらせていただきます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 補足資料の1で個人住民税の寄附金ですか、これは年間どのくらいあるんですか。ちなみに分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 寄附金については、私のほうで市内の寄附者がほとんどですので、その点については把握していません。これについては市外から寄附されるのを制度としたものです。例えば県外からの寄附金については年に1件か2件くらいあるかないかだと思っています。今の現状ですね。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 税条例の改正についての案件なんですけれども、非常に出てきた条例を見ただけでは理解するのになかなか苦しむと申しますか、大変なんです。きょう、この机の前に出てきた資料ですか、これを見ますとすごく分かりやすいんですよ。できれば、委員会の事前に、この資料をいただけないかどうか、これをまず第1点、お聞きします。

それから、今回の寄附金条例ですか、寄附金に関しての全額控除ということなんですけれども、通称ふるさと納税ということだと思えますけれども、この制度はそもそも東京とか、都市部に税金が集中しているということで、地方にそれを分配するために創設された制度だと思えます。そういう趣旨からしますと、税収の少ない旭市としましては寄附を受け入れると、受

け入れる側の市だと思いますけれども、市の考え方としましてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

それと、今、税務課長おっしゃいましたが、再度お聞きしますけれども、現在、この税制がスタートしての寄附金行為があったかどうか、何件あったかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうから、委員会に提出いたしました資料について、ちょっとお考えしたいと思います。

確かにおっしゃられるとおりに、特に税条例の関係は非常に煩雑で分かりにくい。我々職員が見ても、ちょっとなかなか大変というのがございまして、実は今回、条例案のほう、今まで条例案にページを入れるということはいたしませんでしたが、条例にもページを入れてございます。それから、今までは新旧対照表が基本で、それ以外の資料というのはお配りしませんでしたけれども、今回2つの資料をお配りしているということで、なるべく分かりやすいご審議をいただくということで、努力はしておりますけれども、ほかの委員会とのバランスもありますので、今後、前向きにちょっと検討したいなというふうに思いますけれども、今はそこだけご容赦いただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、寄附を受け入れる側の立場としてということで、私のほうも周りの市町村でも様子を伺ったり聞いているんですけれども、全くそういう新聞に出ているような景品を出してやろうとか、そういう考えは皆さん持っていません。

それから、寄附の申し込みについては、問い合わせも現在のところ1件もございません。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 1件もないということですが、今のところはないということですが、寄附を受け入れるための市としての体制と申しますか、準備、そういうのはされているのかどうかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今現在、この税制の関係についての問い合わせについては税務課で対応します。それから、そういう寄附のほうが出てくるようでしたら、庁内関係でもって調整して、担当窓口を作るようなことになるのかなど、そういう話はしております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） では、まだ準備は特にはされていないということでしょうか。いろいろ寄附を集めるためのいろいろな方策というのを考えないと、寄附というのはやはり集まらないと思いますけれども、寄附をする方にとりまして、旭市に何か寄附をしたいというような、そういうこっちから情報を発信すべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） そういう寄附金についての問い合わせ等に対応できるような形は作りたいと思っています。例えば、ホームページ上でそういう寄附税制の内容について分かるようにしたい、あるいは電話等で問い合わせには対応できるようにしたいと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今度は公的年金から個人住民税ですか、特別徴収ということですが、こういう方法であれば、絶対取りっぱぐれはないわけですね。そういう中で市の税金の徴収率はどういう数字になるのか、また金額になるのか。概略で結構ですが、もし分かればお答えいただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今、徴収率のそういう詳しい資料をちょっと持ってきていませんが、前年より若干徴収率、市税全体で現年課税分は落ちるといふふうに見ております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから、補足資料の3、省エネの関係で固定資産税の減額措置です。今、個人住宅に対して耐震でやはり多少補助金とか何とか出ていますね。そういう中で、この省エネ対策を行った住宅に対しては減額措置をするということですが、どういうふうに改修するためのPRを進めていくのか、その辺、ひとつ考えがあればお答えいただきたいと思っています。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 市のホームページのほうに、この省エネ改修の減額措置の内容について載せる予定でおります。

それから、あと確認申請等出てくる所管の都市整備課ですか、そういう方面にもこういう措置があるということをお知らせしていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 広報とかホームページはなかなか見ないんですね。見れば耐震の関係もかなり出ると思うんですけれども、やはり効果のあるPRですか、市民への説明をどう

いうふうにしていくのか、もっと具体的な方法があればお願いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 折に触れてしたいと思います。例えば回覧板等を回せばいいんですけども、実際に省エネ改修ですか、耐震もそうですけれども、改修費用が30万円からの対象ということですけども、30万円ではこういう改修はなかなか難しい、結構高額な費用がかかるのかなど。なるべくそういう市民の皆さんにお知らせできるような手段ですか、考えていきたいと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私のほうから、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産の減額措置の件で1点だけちょっと質問しますが、我々商売上で大変失礼でございますが、中古住宅の販売をやるときに、業者は必ず改修工事をやる。それは大体最低100万円や200万円はかかるだろうと、こういうふうに思っております。そのときに改修工事をやるわけでございますが、30万円以上のものということでもありますので、対象になるわけでございます。そういった中で、今、中古住宅は旭市でも、私は中古住宅あまり扱ってはおりませんが、恐らく年間50棟くらいは動いているんじゃないかなと、こういうふうに思うわけでございますが、そういった中で業者が改修工事をやって、業者を甲にした場合には乙が今度買ったということに、乙が改修しなければ、これはならないのかと、その点だけお聞かせ願いたいと思います。甲が改修工事200万円かけて乙に売りますよね、業者が。甲ではだめなのかと、乙が改修工事をやらなければ対象にならないのか、その点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） あくまでも個人で課税客体になります。

個人の納税義務者になります。所有者です。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員。

○委員（林 正一郎） そうしますと、乙になりますよね。乙が納税義務があるので減免措置を受けるということになりますよね。そうしますと、乙のほうは領収書はないわけですよね。甲は持っているけれども。甲は費用が200万円かかりましたよと、省エネのリフォームをやって200万円かかりましたよという領収書は全部持っています。断熱から何から全部これやって持っています。だけれども、乙は全体で1,000万円で購入したよということだから持っていないわけですよ。その場合にどうなのかということですよ。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） この対象家屋があくまでも平成20年1月1日以前に建築された住宅ということで、所有者がそのままになっていればそのままになります。

○委員長（佐久間茂樹） ちょっといいですか。

質問の趣旨は、多分業者さんが改修工事費を出して、それを売った場合に個人で減税措置がとれるかどうかというお話ですよね。答弁がちょっと。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 失礼しました。

個人が改修したものについては対象になります。

（発言する人あり）

○委員長（佐久間茂樹） 会議中ですがけれども、ここで暫時休憩したいと思います。時間は55分まで。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） どうも失礼しました。

この省エネ住宅の改修でもって、対象家屋の条件の平成20年1月1日以前、それと所有者と引き続いて所有している人かどうか、所有者が変更しているかどうかについて疑義が生じたので、私のほうで県のほうに照会しまして、正式な答えを出して対応したいと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 特にございません。

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第7号について、質疑がありましたら  
お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、補足資料の4をお開き願いたいと思います。

国民健康保険税の税率については、3月議会の予算のときにもお示ししたとおりでございます。

税率については、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設されたことにより、支援金分が追加されたということでございます。

それで、所得割の税率については、医療分と支援金分に分かれましたが、旧税率と同じ8%と、資産割額は10%の減ということでございます。それで、介護分は変更なしということで、あと限度額が変更になったということでございます。

次に、7ページの国民健康保険税の年金からの特別徴収をご覧ください。

現在、普通徴収につきましては年8回、6月から翌年の1月までの8期でやっております。これは今年の10月から特別徴収が開始されます。現在の4月、6月、8月と、4月については来年からの話ですけれども、今現在6月に納税通知書を出しております。それで4月、6月、8月の前期が今度は仮徴収期間になるということです。それで、10月、12月、2月が本徴収ということになります。平成21年度につきましては、今度は来年4月、6月、8月が仮徴収になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

## 議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、旭市名誉市民条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

議案第7号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第7号は承認することに決しました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

## 所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私のほうから1点ご報告をいたします。

資料でございますけれども、きょうお配りしてございます資料の一番下、税条例の新旧対照表の一番下でございますけれども、1枚だけA4横の1枚だけの資料でございます。

防災行政無線統合整備事業の関係でございます。

それではご説明いたします。

3月議会で、防災行政無線の統合整備事業につきましては事業の概要と、それからあらましの流れをご説明いたしました。これから契約の段階になってまいりましたので、事業の内容の変わった部分と、それから今後の予定についてご説明いたします。

まず、事業の概要でございますけれども、親局、それから遠隔操作装置、これは変更がございません。再送信局というのが、前にご説明したのは3か所ございましたけれども、このアンダーラインを付けた2か所が増えております。

と申しますのは、実はこの事業でございますけれども、市で勝手に進めるというわけにはまいりませんで、総務省の電波管理局と協議をして、その指導をいただきながら進めております。実は普通の場合ですと1つの市で1つの電波、それしかないんだそうですけれども、今回は特例を認めていただきまして、旭市で3つの電波を使っていいということになりました。それで、実際実施設計を進めながら、これは机上のものではございませんで、実際に電波の届きぐあいを確認しながらやったわけでございますけれども、その結果、旭市の豊畑地区の西のほう、それと干潟地区の西のほうがちょっと電波が届きにくいと。このままですと、アンテナを立てても個別受信機が苦しいというようなことでしたので、電波管理局とも協議をいたしまして、1か所ずつちょっと小さいんですけれども、再送信局を設けるということでご了解をいただけたということでございます。そこの部分が変わったところでございます。

それから、今後の予定でございますけれども、下に工程表の概略を載せてございますけれども、7月に入りましたら入札をお願いいたしまして、入札の手続に入りまして8月に入札を行うと。その結果を基にいたしまして、9月議会で契約をお願いしたいというふうを考えております。議決をいただければ、その後すぐに親局の整備から取りかかります。

それから、その次に飯岡地区、海上地区ということで、災害で被害がありそうなところ、がけ崩れとか津波とかが心配なわけでございますけれども、そういうところをまず優先して事業に取りかかって、来年度の当初には飯岡、海上地区で運用を始めたいなど。それから、

来年度の中ごろには干潟地区で運用を開始、来年度中には旭地区で運用開始というふうな形で考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 所管事業の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

失礼しました。ほかに。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 税務課よりご報告いたします。

平成20年度の課税状況が終了いたしましたので、主な税目について調定額等ご報告させていただきます。

まず1点目の個人市民税につきましては、課税調定額29億7,700万円、対前年度比2.4%の増となりました。これにつきましては、主な理由としまして税率改正に伴う特別徴収分が増加したということでございます。

次に、2番目に固定資産税の現年課税分30億1,600万円で、対前年度比1.5%の増であります。

次に、3番目に軽自動車税につきましては1億3,700万円で、対前年度比1.0%の減、都市計画税につきましては2億5,500万円で、対前年比2%の増です。

市税全体の6月1日現在の調定額合計は73億6,700万円、対前年比0.8%の増でございます。

次に、国民健康保険税につきましては、調定額27億5,700万円、対前年比4.2%の減となりました。これにつきましては、後期高齢者医療制度の創設による減であります。

以上で報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 企画課から1点だけご報告申し上げます。

今年度から旭市の知名度アップ、それから交流人口の増を図るため全国に広く旭市をPRしていく、それから地域の活性化を目指す地域資源価値創造事業というものに取り組んでおります。この一環で、ちばてつや関連の事業が終わりましたのでご報告申し上げます。

14日から22日まで、昨日まで原画展と、それから講演会等を開催いたしまして、この9日間の開催期間の人員ですけれども、4,910人が実数で入っておりますので、ご報告いたします。

今後の予定なんですけれども、旭市の文化と観光等の情報発信委員会の開催、それから地

域資源を利用しやすいような形でのデジタルデータベース化、それから市民が旭市の魅力を再確認できるような講座の開催等を実施していく予定になっております。また、7月1日にオープンいたしますパークゴルフ場のスコアカードやパンフレット等も、ちばてつや先生のキャラクターを使って話題づくりと集客アップを進めていく、そのように活用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にならぬようでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

#### 陳情の審査

○委員長（佐久間茂樹） 次に、陳情1件の審査を行います。

総務課、財政課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第3号について審査に入ります。

初めに、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） まず、私のほうからは、1点目の住民の暮らしや安全にかかわる国や自治体の責任を全うするため、画一的な公務員の削減や安易な民間開放を進めないことに

関しまして、市の状況をご説明いたします。

旭市におきましては、平成17年7月に合併してございまして、その後、行政改革アクションプラン、それから職員定員適正化計画を定めまして、それに基づきまして削減を行っております。新規採用職員の定年退職者の3分の1程度というところでございまして、そういう事情だけご説明いたします。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 財政課のほうからは、2点目、3点目、4点目の関係について参考意見を申し上げさせていただきます。

まず、2点目の安定的税源の自治体への移譲と、十分な地方交付税により地方財政を拡充・安定させることとの関係でございすけれども、交付税につきましては本会議でもございましたように、税源移譲の関係で若干交付税、平成18年から19年にかけては減りましたけれども、これから19、20、21年とどうなるかは、ちょっと推計は今のところは不明でございす。

この件についてでございすけれども、この交付税の関係の安定財源というところで、この趣旨につきましては、非常に大変重要な事項ではないかと考えております。そして、この陳情とほぼ同じ趣旨の要望ですけれども、これが去る6月12日付をもちまして地方6団体、この中にはもちろん全国市長会ですとか全国市議会議長会、当然入っているわけですけれども、この名前で経済財政改革の基本方針2008、いわゆる骨太の方針の中にこれを盛り込んでいただくよというところで、政府に6団体のほうから要望いたしたところでありまして、その内容を申し上げさせていただきますと、地方消費税の充実を中心とする安定的地方財源確保や充実強化と地方財政需要の的確な積み上げなどにより、地方交付税が有する財源調整や財源保障の両機能の充実を図ることという内容で6団体のほうに要望いたしてございまして、私どももこの成果に期待をいたしているところでございす。

次に、3点目ですけれども、地域医療再生のため、医師・看護師不足の解消と、不採算の自治体病院を抱える自治体への財政支援などを行うことについてでございすけれども、ご承知のとおり旭の中央病院におきましては、医師・看護師の確保対策につきまして、病院長はじめ関係者が懸命に努力されていることが先日の一般質問の中でもご説明があり、また議論されたところでございす。また、旭中央病院そのものの経営は、開設以来黒字決算であることもご承知のとおりでございす。

しかしながら、例えば救命救急センターのようにその部分だけを抜き出しますと、不採算という部門もあると聞いております。そして、この救急部門については平成17年度までは国・県合わせまして1億円強の補助があったわけですけれども、現在は一般財源化ということで廃止されております。

このような不採算部門のところへの補助金の復活等があれば、さらに中央病院の経営も安定してくるのではないかとということで考えられております。

次に、4点目の公共調達や公共事業で働く労働者に適正な賃金・労働条件を保障する公契約法を制定することでございますけれども、いわゆる労働者と使用者間の問題につきましては、基本的には労働行政の範疇あるいは労働基準法を中心とした法律によって、この辺は定められておるところでございますけれども、この公契約法という法そのものがまだ未定なかなと思いますけれども、これは春闘などのテーマなどとしまして、労働者団体等が制定を国に求めているというものでございまして、内容的には、公共事業等の契約に付随する労働者に対する適正な賃金や労働条件等を契約書の中に盛り込むようにするための法制化を目指すというようなもののようにございます。

これは国が法制化すれば地方自治体も追従するような形になろうかと思いますが、まだその動き自体がよく分からないような状況でございます。現在、本市の発注事業に伴うもので労使間のトラブルがあったという話は聞いていないところでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。執行部は退席してください。

大変ご苦勞さまでございました。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

陳情の採決

○委員長（佐久間茂樹） 陳情第3号の件ですけれども、意見はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、討論を省略して採決を行います。

陳情第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

○委員長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時32分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長

佐久間 茂 樹